

# オープンカウンター方式による見積依頼について

- ・期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）を含む）を提示された事業者を契約の相手方とします。
- ・参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、見積書を提出してください。

## 《留意事項》

### 1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人および被補助人であって、契約締結に必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

### 2 問い合わせ先

〒680-8520 鳥取県鳥取市東町一丁目271番地  
中国四国管区警察局鳥取県情報通信部 通信庶務課 経理係  
電話番号 0857-23-0110（内線6042又は6043）  
メールアドレス [tottori.CGA@npa.go.jp](mailto:tottori.CGA@npa.go.jp)

### 3 見積書の提出について

見積書は原則として電子調達システム（政府電子調達(GEPS)）により提出するものとします。  
ただし、電子調達システムにより難しい場合には、電子メールにより提出してください。

- (1) 電子調達システムによる場合
  - ア 当該システムに定める手続に従って提出してください。
  - イ 消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（以下、「税抜き金額」という。）を入力してください。
  - ウ 内訳書の添付要否、様式の有無、記載方法等については見積依頼の公示により示すこととします。
- (2) 電子メールによる場合
  - ア 見積書の様式の有無、記載方法等については見積依頼の公示により示すこととします。
  - イ 締切日時までに上記2の電子メールアドレス宛にPDF形式で送付し、送付後は電話にて到達確認を行ってください。
  - ウ 電子メールの件名は「〇〇（案件名）の見積書提出」と記載してください。

#### **4 相当品による見積りについて**

相当品による見積書の提出を希望する場合は、見積書提出前に相当品の申請を行い、承認を得てください。申請に当たっては、相当品として申請する物品のカタログ等を締切日時の3開庁日前までに上記2の電子メールアドレス宛に提出してください。

#### **5 契約の相手方及び契約金額について**

- (1) 提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内であり、最も安価な価格を提示された者を契約の相手方とします。
- (2) 見積額は当該案件の履行に要する一切の費用を見積もるものとします。
- (3) 予定価格の制限の範囲内で最も安価な価格を提示した者が2人以上あるときは、予算決算及び会計令第83条の規定に倣い、くじにより契約の相手方を決定します。
- (4) 契約金額は原則として、電子調達システムに入力された税抜き金額に当該金額の10パーセントに相当する金額（消費税等相当額）を加算した金額または見積書記載の消費税等を含んだ金額となります。

#### **6 見積り合わせの結果について**

契約の相手方に決定した事業者には当部から連絡します。また、見積者全員の商号又は名称及び見積金額を電子調達システム上にて原則公表します。

#### **7 契約書の作成要否について**

会計法令等に基づき、契約金額に応じて指定の契約書又は請書を作成していただきます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

#### **8 その他**

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 契約の相手方を決定するために必要と認める場合は、見積参加者に対して追加資料の提出を求めることがあります。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 当部の都合により、見積依頼の途中であっても調達を中止する場合があります。
- (5) 本件契約に係る言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。